

第 494 回福井地方最低賃金審議会議事録

- 1 日時 令和 4 年 7 月 29 日（金）午後 3 時 30 分～午後 4 時
- 2 場 所：福井商工会議所国際ホール
- 3 出席状況：
公益代表委員 新宮委員、井花委員、上野委員、岡崎委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員
使用者代表委員 江端委員、久保田委員、坂川委員、中山委員、山埜委員
事務局 田原労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官

4 議題

- (1) 中央最低賃金審議会「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
- (2) 福井県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議予定について
- (3) 令和 4 年最低賃金に関する実態調査の調査結果について
- (4) 生活保護と最低賃金の比較について
- (5) 福井地方最低賃金審議会小委員会委員の指名について
- (6) その他

5 資料

【資料 1】

- 1 令和 4 年最低賃金に関する基礎調査結果
 - 1 令和 4 年最低賃金に関する基礎調査の概要
 - 2 未満率一覧（1～99 人）
 - 3 賃金特性値
 - 4 賃金特性値と最低賃金額の推移（時間額）
 - 5 未満率と影響率の推移
 - 6 時間額ごとの未満率・影響率一覧表（1～99 人）
 - 7 低賃金労働者の一覧表
 - 8 最低賃金基礎調査対象産業表
 - 9 最低賃金に関する基礎調査票
 - 10 総括表（1）
 - 11 総括表（2）
- 2 生活保護と最低賃金の比較について（令和 2 年度 福井局）
- 3 北陸 3 県・全国加重平均の最低賃金額の推移
- 4 福井県の「所定内給与額」の推移（常用労働者 1 人平均月額 調査産業計）
- 5 北陸 3 県の高卒初任給の推移（企業規模 10 人以上、調査産業計）
- 6 福井県のパート労働者の雇用比率の推移
- 7 福井県の有効求人倍率の推移

- 8 福井市の勤労者世帯家計の推移
- 9 福井市の世帯人員別標準生計費の推移
- 10 2022 年最低賃金行政に関する要望書
- 11 長引くコロナ禍と物価高騰のもとで最低賃金 1,500 円、全国一律などを求める要請書
- 12 会長声明の送付について
- 13 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿
- 14 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会の開催予定日
- 15 福井地方最低賃金審議会 小委員会委員推薦者名簿
- 16 福井地方最低賃金審議会 小委員会委員日程及び担当委員

【資料 2】中央最低賃金審議会目安に関する小委員会

- 1 第 1 回小委員会配付資料（R4. 6. 28）
 - 資料No. 1 主要統計資料
 - I 全国統計資料編
 - II 都道府県統計資料編
 - III 業務統計資料編
 - 資料No. 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）
 - 資料No. 3 経済財政運営と改革の基本方針 2022（関係部分抜粋）
 - 資料No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料
 - 参考資料 1 最低賃金に関する調査研究
- 2 第 2 回小委員会配付資料（R4. 7. 12）
 - 資料No. 1 令和 4 年賃金改定状況調査結果
 - 資料No. 2 生活保護と最低賃金
 - 資料No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
 - 資料No. 4 賃金分布に関する資料
 - 資料No. 5 最新の経済指標の動向
 - 参考資料 委員からの追加要望資料
- 3 第 3 回小委員会配付資料（R4. 7. 19）
 - 資 料 賃金改定状況調査結果の訂正について

別配付資料

- ・令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- ・最低賃金と生活保護費の比較（令和 4 年度）
- ・資料 3－1 最低賃金について
- ・資料 3－2 最低賃金を引き上げやすい環境整備について

6 議事

○新宮会長

ただいまから、第 494 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

皆様には大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について」の伝達が、主な議題となっております。

なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、1 名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に福井労働局長より御挨拶を頂きたいと思います。

○田原労働局長

委員の皆様には、お忙しいところ、また大変暑い中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本年 6 月 28 日付けで福井労働局長に就任しました、田原孝明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年度の福井県最低賃金の改正決定につきましては、7 月 5 日に開催しました 493 回の審議会にて諮問させていただき、今週初めの 7 月 25 日から専門部会での具体的な審議をお願いしているところでございます。

本来であれば、本日地域別最低賃金改定の目安をお示しする予定になっておりましたが、現在、中央最低賃金審議会目安小委員会において、議論を重ねている段階であり、本日御報告ができないところです。

目安審議の状況につきましては、後ほど事務局より説明をさせていただきますけれども、昨年は採決という異例の状況となった反省に立って、合意に向けた努力が継続中ということも一因と聴いております。

なお、本省からは、8 月 2 日をめどに厚生労働大臣へ答申がなされると聴いておりますので、答申がなされた場合は速やかにお示しさせていただきたいと思っております。

当初の予定から大きく目安が示される日程が遅れることとなりましたが、事務局としては早期の発効を目指したいと考えており、この後、日程の事務局案を説明させていただきます。委員の皆様には非常に短い時間での審議となりますので御負担をおかけすることとなりますが、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、短い時間の審議となりますが、中央最低賃金審議会での答申の内容はもちろん、中賃での合意に向けた議論の進め方にも総合的に参酌(さんしゃく)いただき、福井県の経済・雇用情勢などから総合的に判断し、意見の一致を見ることがお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

次に、定足数の確認をお願いします。

○西村指導官

はい。本日の審議会には、竹内委員が欠席されており、現時点では15名の委員のうち14名の方が出席されておりますので、委員総数の3分の2以上、各側委員の3分の1以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、7月5日の諮問に関する改正意見公示を7月25日まで行いましたが、意見の提出はなかったことを御報告いたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

それでは議題に入ります。

議題（１）の「福井県最低賃金専門部会委員の就任について」事務局から報告をお願いします。

○細川室長

本来であれば、お一人ずつ紹介させていただくところですが、お手元の資料No.1-13「福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会委員名簿」を御覧いただき紹介に代えさせていただきます。なお、9名全員が本審議会の委員となっております。

○新宮会長

それでは、議題（２）の「福井県最低賃金専門部会委員審議日程について」事務局から報告をお願いします。

○細川室長

それでは報告をさせていただきます前に、目安小委員会の現況について御報告いたします。

- ・ 目安小委員会は6月下旬から複数回開催していますが7月25日に開催しました第4回小委員会においても、目安を取りまとめるべく、公労公使で個別に御意見を伺いながら鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあるとのこと。

- ・ 今年度の審議の進め方に関しては、

昨年度の審議会においては、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があるこ

と。

・例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとしてほしいとの意見が労使から出ている状況であることを踏まえ、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要となることから、例年のように翌日開催ではなく、更に時間を置いて議論を再開することとした。

ということが現況であり、明確な次回の目安小委員会の日程は示されていないところです。

このため、今後の審議日程について、事務局（案）をお示ししますので、お手元の「令和４年度 福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表」を御覧ください。資料№１の最後に添付してあります。

今後の予定として、専門部会については、現時点で目安小委員会が開催されていないことから、８月１日（月）は空欄となっておりますように、当初予定しておりました第２回の専門部会は中止とさせていただきます。

目安小委員会の開催日が、はっきりとしておりませんので、大変恐縮ですが、現時点で日程の確保させていただいている８月３日以降の専門部会の日程については、目安答申が示された段階ですぐに対応できるように引き続き確保させていただきたいと思っております。

また、審議を尽くしていただくために、当初第４９５回福井地方最低賃金審議会を開催する予定であった８月５日については専門部会に振り替えさせていただき、第４９５回福井地方最低賃金審議会については、予備日としておりました８月８日（月）に開催することとしたと考えております。

従いまして、現時点での事務局案としては、

第２回は８月３日（水）午前１０時から 春山合庁１４階労働局会議室

第３回は８月４日（木）午前１０時から //

第４回は８月５日（金）午前１０時から //

第４９５回審議会（採決・報告）は８月８日（月）福井労基署２階会議室
午後１時開催

と変更させていただきたいと思っております。このような状況ですので、審議会の委員の皆様への目安答申がなされた際については、郵送にてお知らせをさせていただき、専門部会の委員の皆様には部会当日に伝達させていただきますことを、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、８月５日に結審に至らない場合は、８月８日（月）午前１０時から金額審議・結審として予備日を設けさせていただき、同日の午後に本審を開催することとしたと考えております。これは発効日をできるだけ早期にすることを前提として考えた結果となります。

よって、第４９６回審議会（異議審）の開催日は８月２４日（水）となるため、官報公示が９月２日（金）となり効力発生日は１０月２日（日）となります。

さらに、本日同様に８月２日までに目安小委員会が開催されず、その結果答

申がなされない場合は専門部会の委員の皆様には2日の午後に御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、目安小委員会の開催が遅れ、当局の専門部会が8月3日及び4日に開催できない場合には当初お伺いしていた日程だけでは対応できないことも想定して、審議会及び専門部会の各委員の皆様の日程調整をさせていただきますようお願いいたします。机上の用紙にて8月9日（火）、10日（水）、12日（金）の状況を、来週早々にFAXにてお知らせ願います。専門部会及び審議会の開催日程がずれる可能性についての確認となります。

お願いばかりで申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○新宮会長

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございませんか。

日程変更について、また、目安答申の伝達方法について、よろしいでしょうか。

また、8月3日からの専門部会の日程も、目安答申が遅れた場合は変更もあるとのことですので、専門部会の委員の皆様は大変でしょうが、御協力等お願いいたします。

御意見はありませんか。

・・・意見なし・・・

○玉川委員

専門部会の最低定足数は1名ずつだったと思いますが、それでも、やっていきますか。日程が延びた場合、9日、10日、12日となった場合にでも1名でもやっていきますか。

○藤原基準部長

そうせざるを得ないと思います。時間的な問題もありますし。それしかできないようであれば、それで開催していきます。もちろん、各委員の意見は聴きたいと思っていますので、その場合は調整していきますが、そういうこともあり得るかなあとと思っています。

○玉川委員

そうですね。公労使1名ずつでも成立しますもんね。

結審の時は最低要件では、厳しいのかなあとと思いますが。

○藤原基準部長

もちろん結審の時は厳しいと思いますので、そういったことも含めて皆様から意見を頂きたいので、できるだけ日程調整をさせていただきます。皆様の納

得性の高いところで決めさせていただきたいと思います。

○新宮会長

審議を十分にさせていただくことも重要ですし、発効日を速めていただくこともにらみながら日程を考えていかなければならないので、非常に厳しい日程調整になることが考えられます。できれば、8月3日に目安伝達ができる状況が整っていくことが望ましいし、そうでない可能性もありますので、そのところ何分御協力をお願いします。

それでは、次に、議事の（３）「令和４年最低賃金に関する実態調査の調査結果について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○細川室長

それでは、私の方から、令和４年度の「賃金改定状況調査結果」の結果説明をさせていただきたいと思います。資料２－２、資料 No 1、125 ページを御覧ください。

賃金改定状況調査については、中小企業の賃金改定の状況を把握することを目的に常用労働者数 30 人未満の事業所を対象に前年と当年 6 月時点で雇用される労働者の賃金等の調査を行っており、本年度（令和４年度）に調査票を送付した事業所は福井県の事業所で 131、全国で 15,861 となっており、集計数は全国で 4,738 となりました。（回収率 29.9%）

調査対象時期は、令和３年 6 月分及び令和４年 6 月分賃金で、賃金額は所定の賃金（言い換えれば、約定の賃金）で、つまりは、欠勤による控除がなされていない賃金であり、残業等の所定外労働に対する報酬を含まない賃金です。令和４年 6 月分賃金については、見込み額で記入してもらっています。

本年度の調査結果について御説明します。

「第 1 表 賃金改定実施状況別事業所割合」を御覧ください。具体的内容としては、福井県が含まれる C ランクにおいて、1～6 月に賃金引上げを実施した事業所は 37.7%（前年 37.7%）で昨年度と同様、1～6 月に賃金引下げを実施した事業所は 1.1%（前年 2.4%）で昨年度より少なくなっていますし、賃金改定を実施しない事業所は 45.9%（前年 45.0%）で昨年度より若干増加しています。業種別では、賃金引上げを実施した事業所が最も高いのは「医療、福祉」の 69.3%（68.2%）で昨年度同様、最も低いのは「生活関連サービス業、娯楽業」の 24.9%（19.2%）で、ここでも、コロナ禍による影響が出ている業種と考えられます。

次に、「第 2 表 事業所の平均賃金改定率」を御覧ください。

こちらは、企業で定期昇給、ベースアップ等の名称にかかわらず、賃金の引上げ率を集計したものです。C ランクにおいて、賃金引上げ実施事業場所数の割合が最も高いのは、「サービス業（他に分類されないもの）」の 4.4%で、次に

「宿泊業、飲食サービス業」で4.2%、次に「学術研究、専門・技術サービス業」4.1%の順で、最も低いのは「生活関連サービス業、娯楽業」で2.3%でした。

次に、「第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」を御覧ください。こちらは賃金引上げ事業所の分布を引上げ率の低い方から順に並べた場合の、4分の1に位置する値（第1・四分位数）、2分の1での値（中位数）、4分の3での値（第3・四分位数）をそれぞれ集計した一覧表となっております。次に、「第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」ですが、労働者ごとの賃金上昇率を計算した結果であり、全規模、全産業では1.5%（前年0.4%）ですが、Cランクでは1.6%（前年0.5%）となっています。同じくCランクで業種別に見ていただきますと、製造業1.6%（前年1.4%）、卸小売業1.6%（前年0.2%）、学術研究・専門技術サービス業1.0%（前年1.1%）、宿泊・飲食サービス業0.8%（前年0.5%）、生活関連サービス業、娯楽業1.8（前年-0.4%）、医療、福祉1.9%（前年0.8%）、その他のサービス業（他に分類されないもの）1.1%（前年-0.3%）となっており、各業種で昨年より賃金上昇率が高い数値を示していることは、令和3年度は令和2年度より経済が多少なりとも回ってきているものと考えられます。なお、一覧表の下段には男女別区分の賃金上昇率がそれぞれ集計されており、また、一般、パートの就業区分別の集計結果については、次ページ「第4表②」を御参照いただきますとともに、付表「労働者構成比率及び年間所定労働日数」についても、参照いただきたいと思います。

最後に資料2-3、266ページの説明をします。これは目安小委員会の委員の方から、賃金改定状況調査の結果では、第4表の①、②で前年6月と今年6月の労働者全体の平均賃金を比較して賃金上昇率を計算しているが、毎月勤労統計調査の共通事業所集計のように前年6月と今年6月の両方で在籍している労働者に限定した賃金上昇率っていうのは計算できるのか。という問いに対して、本省事務局において、第4表③という形で作成をしたものでございます。

賃金改定調査結果についての説明は以上です。

続きまして、最低賃金に関する基礎調査については、西村指導官より説明をさせていただきます。

○西村指導官（現在精査中）

「最低賃金に関する基礎調査結果」を御覧ください。

1ページ目の「1 令和4年最低賃金に関する基礎調査の概要」を御覧ください。調査の対象は、中小零細企業を調査対象としており、「事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）」を活用しました。

その中で、最低賃金の審議に必要なための抽出区分や標本数はあらかじめ厚生労働本省から示され、その指定された抽出区分、標本数に従って対象事業所を無作為で抽出しました。

具体的には19ページ目の「8 最低賃金基礎調査対象産業表」を御覧ください。

い。一番右欄の「調査依頼対象事業所数」のとおり、「製造業」「新聞・出版業」「卸・小売業」「学術研究・専門サービス」「宿泊・飲食業」「生活関連サービス、娯楽業」「医療・福祉業」「その他サービス業（他に分類されないもの）」となっており、事業所の規模は、「製造業」「新聞・出版業」については「1～9人」「10～29人」「30～99人」の3層、その他の業種については、「1～9人」「10～29人」に分けております。

再度1ページ目に戻っていただき、調査依頼対象事業所数は合計1531件で、このうち、地域別最低賃金が適用される事業所が1208件となりました。調査対象労働者は、30人未満の常時労働者を雇用する事業所ではその全労働者、30人以上99人未満の事業所は2分の1の労働者について実施しています。調査事項は、3(2)記載のとおり、6月分の賃金に関して、所定労働日数を欠勤・遅刻・早退等をすることなく働いた場合に支払われるべき6月分の賃金の見込額を記入することとなっております。これに対する有効回答数は、全体で934件となり、地域別最低賃金適用事業所では777件(64%)となりました。

調査結果について御説明します。

2ページ目「2 未満率一覧表」を御覧ください。

この表は「総計」「中計」で示しており、令和3年改正の福井県最低賃金時間額858円未満の労働者の割合、つまり「未満率」は、地域別最低賃金適用産業で「1.1%」となりました。

「未満労働者数」は経済センサスによる調査対象の層ごとの労働者数と標本となった労働者数を基に復元した人数です。

未満率を見ますと、未満率が高い業種は、「サービス業」の2.2%、「医療・福祉」、「学術・研究」の1.4%となっております。

3ページ目の「賃金特性値（就業形態：全て）」を御覧ください。

この表は、産業毎に、賃金の分布を示しているもので、昨年調査時の値と本年調査時の値が比較できるようにしております。表に記載されている「中位数」「第1・4分位数」「第1・10分位数」「第1・20分位数」の意味は、備考欄に記載したとおりで、時給換算額の値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方から20分の1に当たる数値が「第1・20分位数」となります。

4ページ目の「賃金特性値と最低賃金額の推移（時間額）」については、大計地域別最低賃金適用事業所における賃金特性値の推移を示しており、右欄には、改定した最低賃金額と「第1・20分位数」との差額を示しております。

5ページ目の「未満率と影響率の推移」を御覧ください。

この表は、これまでの未満率と影響率の値を示しております。

「影響率」は改定額に対する影響率、引き上げた場合の影響率です。

6ページ目「時間額ごとの未満率・影響率一覧表(規模別)」を御覧ください。

この表は、現行の最低賃金858円から1円ずつアップした場合に影響を受ける労働者数を標本から復元した値です。

例えば、現行の858円から仮に1円引き上げた場合、859円の欄を見ていただき

ますと、影響率は地域別最低賃金適用業種全体で 3.10%となり 3749 人に影響があることとなります。規模別では 1～9 人で 4.48%、10～29 人で 2.14%、30～99 人で 2.13%となります。

次に 9 ページ目の「時間額ごとの未満率・影響率一覧表(男女別)」を御覧ください。

この表は、現行の最低賃金 858 円から 1 円ずつアップした場合に影響を受ける男女別の労働者数を標本から復元した値です。

12 ページ目を御覧ください。

この表は、福井県最低賃金 858 円未満の賃金額を一覧にしたもので、主な産業や性別、年齢、職種、賃金形態等も併せて記載しております。

なお、「賃金形態」が月給のものについては、本来、最低賃金と比較する場合には月給を月の平均所定労働時間で除すこととなりますが、本調査においては、6 月の所定労働日数だけで時間額に換算しています。このため月の所定労働時間が長いと時間単価が低く産出される場合があります。

最低賃金法施行規則第 2 条で、月額で支払われる賃金の最低賃金額の適用にあたっては、1 年間における所定労働時間数を平均した月間の所定労働時間数を適用することとされております。

今回の調査では 6 月の所定労働日数だけを調査しており 1 年間における所定労働時間数を平均することができず、これら低賃金労働者の全てが最低賃金を下回っているとは限らないことを御承知おきいただきたいと思います。

さらに、最低賃金の減額申請許可により賃金額が低い労働者の賃金も、全体の集計結果には反映されていることを申し添えます。

最後に 24 ページ以降の総括表(1)を御覧ください。調査結果を取りまとめた基となるシステムから出力した集計表です。最初に地賃適用業種全てを記載しており、次いで、製造業、情報通信業、というふうに業種別に記載しております。

51 ページ目は地賃適用業種全てを男女別に記載しておりますが、業種別の表は掲載を省略させていただいています。

本件調査結果は、この集計表を基に数値等を転記し作成したのですが、この集計表は全国の統計結果を取りまとめの上、本省において厚生労働省ホームページ及び e-stat へ集計結果を掲載することとしておりますので、お知らせいたします。

説明は以上です。

○新宮会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんか。

○新宮会長

低賃金労働者一覧表の中で職種が0（ゼロ）というのは何ですか。

○西村指導官

調査項目でないので、0（ゼロ）とさせていただきます。

○新宮会長

なるほど、これが地賃の対象になる職種かどうかは分からないのですか。

○西村指導官

それは、対象になります。ただし、こういった職種かまでは記載項目にありませんので分かりません。

○新宮会長

分かりました。

何かほかに皆様ございませんか。実際審議する過程で非常に重要な資料となってくるので、是非じっくり見ていただき御検討をお願いします。今すぐは、膨大な資料でございますので、なかなか、見てはいただけませんね。

もし、質問があれば専門部会にて事務局の方をお願いします。また、事前に必要であれば事務局をお願いしてもよろしいでしょうか。

では、よろしくお願いします。

○新宮会長

次に、議事（４）「生活保護と最低賃金の比較について」、事務局より説明願います。

○細川室長

それでは、私の方から説明させていただきます。

生活保護と最低賃金の比較については、資料No.1の2として資料を提出させていただきます。

具体的な比較についてですが、生活保護と最低賃金の比較に関する統計値の最新が令和2年度の数字であることから、最低賃金も令和2年度と比較することになります。

生活保護費については、18から19歳の単身世帯を前提とし、生活扶助基準と住宅扶助実績値の合算となります。

この考え方にに基づき、生活保護費については、人口による加重平均を求めて算出いたしました。生活扶助基準のうち、第1類費と第2類費の合算値については、人口による加重平均を求めますと、69,381円となります。同じく生活扶

助費のうち、冬季加算については、福井県のどの市町であっても6か月支給されますので、1か月平均で3,395円となります。同じく生活扶助費のうち、期末一時扶助費については、人口加重平均により1か月平均を算出しますと1,001円となります。以上が生活扶助基準となり、合計金額は73,777円となりました。次に住宅扶助実績については、令和元年度の実績値が18,640円となり、先ほどの生活扶助基準と合計しますと92,417円となりました。

一方、福井県の最低賃金については、令和2年度は830円であり、1日8時間、週40時間労働の場合、月間の所定労働時間の最大値は173.8時間となりますので、これに乗じ、さらに本省において算出した令和2年度の可処分所得割合0.817を乗じますと117,856円となります。

以上より、福井県では最低賃金額が生活保護費を上回っていることが確認できましたし、今ほどの説明した数値については、本省が作成した「最低賃金と生活保護の比較（令和4年度）」の福井県の数値と合致しておりますことを御報告いたします。

なお、この計算方式については、厚生労働省本省より示された方法であり、47都道府県同一の計算方法にて比較を行っているものです。

○新宮会長

ありがとうございます。

一時、最低賃金による数値が生活保護を下回ることがありましたので、毎年検討しているというものであります。

この件について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

・・・意見・質問なし・・・

○新宮会長

次に、議事「6. その他」に入りますが、事務局より何かありますか。

○細川室長

今回配布しました資料のうち、まだ説明を行っていない資料について、簡単に説明させていただきます。

最初に、今回提出させていただきました資料については、大きく分けて、資料1、資料2の2種類に分けて提出させていただいております。

資料1につきましては、当局が作成または収集・受付を行った資料となっており、資料1の1、2につきましては、先ほど説明したとおりであります。

次に、資料No.3「北陸3県・全国加重平均の最低賃金額の推移」から資料No.9「福井市の世帯人員別標準生計費の推移」までの資料につきましては、各標題に関する額や率等について、年次別の経過を集計した内容となっております。また、資料No.10及び資料No.11については、日本労働組合総連合会福井県連合会

様及び全労連東海北陸地方協議会様より、それぞれ福井労働局長及び福井地方最低賃金審議会会長宛てにそれぞれ提出された最低賃金行政または最低賃金審議会の運営等に関する要請書であり、資料No.12については、福井弁護士会より福井地方最低賃金審議会宛てに提出された最低賃金に関する会長声明となっておりますので、これらの内容等について後ほど御確認いただければと思います。

次に、資料2については、中央最低賃金審議会の目安小委員会に提出された資料となっております。資料No.2-1については第1回、令和4年6月28日開催の資料、資料2-2については第2回、令和4年7月12日開催の資料、資料2-3は第3回、令和4年7月19日開催の資料、資料2-4は第4回、令和4年7月25日開催の資料となっております。

資料No.2-1の「主要統計資料」については、主要指標の推移、有効求人倍率の推移、賃金・労働時間の推移、春季賃上げ妥結状況等々の様々な内容について、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務資料編の三つの区分に分けて作成された資料となっております。さらに、資料No.2、資料No.3については、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表、経済財政運営と改革の基本方針2022からの関係部分抜粋であり、資料No.4については、「足下の経済状況等に関する補足資料、それと、参考資料1として「最低賃金に関する調査研究となっております、様々な方面から取りまとめられた資料となっております。

また、資料No.2-2、資料No.2-3、資料No.2-4につきましても、資料目次の区分のとおりとなっております。これらの詳細に関する説明等は、時間の関係もあり省略させていただきますので、各委員におかれましては後ほど御確認いただき、今後の審議に活用いただければと思います。

最後に、先日山埜委員より御質問があり、特定最低賃金の必要性審議について、全会一致とされているが、この根拠を示してほしい。との内容でした。これについてはお手元の資料を御覧ください。昭和57年1月14日の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、特定最低賃金の決定等の必要性について諮問された場合には、「最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする」とされており、これ以降、現在まで、全会一致以外の運用はなされていないもので、これが、全会一致の根拠となります。この内容は既にネットにもアップされていますので、御覧いただければと思います。

○新宮会長

はい、ありがとうございました。

何かこの件につきまして、御質問、御意見等ございませんか。

○山埜委員

資料の作成提出ありがとうございます。

改めて見ますと、法律根拠ではないということですね。

○細川賃金室長

はい、今申し上げましたとおり、了解事項でございますので、法的拘束力はありません。

○山埜委員

了解事項とは、こういった位置付けでしょうか。優しく説明してください。

○新宮会長

私も、了解事項だとは、今の説明にて認識したのですが、全会一致でないとか目との認識で申してきましたが、どうでしょうか。

○田原局長

中央審議会にて全会一致が了解事項として確認されたことは、法律に規定されているわけではございませんが、地賃としては、それを遵守するということを取り扱っております。もし、どうしても違うとのことを取り扱うのであれば、我々は本省と協議をしなければならないことになります。一つの県が違う取扱いをすることは難しいので努力してくれということになる。

○新宮会長

全会一致というのは、取扱いが大きい分、しっかり議論をしてほしいということではないかと思っておりますので、なかなか全会一致にはならないと思いますが、何とぞそこら辺の御理解をよろしくお願いいたします。

○新宮会長

それでは、本日予定していた議事は全部終了しました。

目安小委員会の動向によって変更もございますが、現在の予定では、週明けの8月3日（水）から第2回福井県最低賃金専門部会が開催されることとなります。専門部会の委員の方々におかれましては大変厳しい議論になるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。

（閉 会）